

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業の換地計画について適当とする旨決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年2月4日から同年2月24日まで縦覧に供する。

平成21年1月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
丸亀市	非補助土地改良事業（区画整理）円座谷地区	丸亀市都市経済部土地改良課
”	非補助土地改良事業（区画整理）下土居地区	”